

住民票の写しの紛失について

住民票の写しを入れた封筒について、嘱託職員（60代女性）が紛失したことに気づきました。その後、移動経路の探索及び警察に遺失物届を提出していますが、現時点では見つかりません。

1 含まれていた個人情報

A様（70代男性、単身世帯）の個人番号（マイナンバー）、住所、前住所、氏名、生年月日、性別、市民となった年月日

2 経過

平成28年4月11日（月）

午後（時間不詳） A様が個人番号（マイナンバー）を含む住民票の写しの請求に来庁。本人確認資料がなかったため、聴聞にて本人確認し、A様の住所地あてに郵送することについて了解を得る（※）。

17時30分 嘱託職員が退庁時に庁舎内の郵便ポストに投函するために、A様の個人番号（マイナンバー）を含む住民票の写しが入った封筒（以下、封筒）を鞆の中に入れる。鞆に封筒を入れたまま、投函することを失念。

21時00分頃 自宅で封筒を持ち帰っていたことに気付く。

平成28年4月12日（火）

7時30分 嘱託職員が、封筒が鞆の中にあることを確認。

7時40分 当日は公休のため、嘱託職員は封筒を郵便ポストに投函しようとして自宅を出発。

7時45分頃 嘱託職員が郵便ポストに封筒を投函しようとしたところ、紛失に気付く。13時頃まで自宅から郵便ポストまでの経路を探索するも発見できなかった。

13時20分頃 嘱託職員から所属課長に報告。

17時10分 所属課長の指示に基づき、嘱託職員が交番に届出。

18時15分 所属課長と係長がA様宅に伺うものの不在。

平成28年4月13日（水）

9時30分 再度A様宅を訪問し、謝罪した。また、A様に個人番号の変更の意思があるかないかを尋ねたところ、変更の意思はないことを確認した。

（※）…聴聞とは、本人のみが知っている情報（本籍、親の氏名等）を聞き取り、事実と一致していることをもって本人確認とする手続きのこと。個人番号（マイナンバー）を含む住民票の写しの交付については、本人確認資料がない場合、本人の住所地あてに郵送することになっています。

3 対応

(1) 職員が移動経路を探索するとともに、警察に遺失物届を提出しています。移動経路について、引き続き探索を続けています。なお、現時点で個人番号（マイナンバー）が悪用された報告は受けていません。

(2) 個人情報の取扱等、情報管理のあり方について改めて確認し、徹底します。

お問合せ先

南区戸籍課長 石井 和男 Tel 045-341-1114、1118